

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増し、住民のニーズや地域の課題が多様化かつ複雑化する中、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となっている。このような状況の中、令和5年4月には「地方議会が地方公共団体の重要な意思を決定する」ことの明確化などを内容とする改正地方自治法が成立したところである。

改正地方自治法の趣旨も踏まえ、住民の負託と信頼に応えるため、多様な人材の地方議会への参画を進め、議員が十分にその職務に専念することができる環境整備を積極的に進めることが、地方議会にはますます求められている。

一方で、多様な人材が地方議会に参画し、議員が職務に専念できるようにするためには、議員の身分と生活保障に関する法制度が未整備であるなど、議員の責務を果たすにふさわしい制度の確立が課題となっている。

よって、本県議会は、住民自治の根幹をなす地方議会が多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備の一環として、国に対し、国民の理解を得た上で、議員が厚生年金に加入するための法整備を実現するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣